

(その1)

420-348

- 4.3.23

宮崎県選挙管理  
委員会

# 收支報告書

令和 3 年分

1 政治団体の名称

(ふりがな) とくひんかいじむじょ

徳永章治後援会事務所

## 政治団体の区分

- |                                      |   |                                              |
|--------------------------------------|---|----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 政 党         | 党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項    |
| <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部   |   | の規定による政治団体                                   |
| <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 |   | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 |
|                                      |   | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部         |

2 主たる事務所の所在地

宮崎県日向市賀来光洋362-61

## 活動区域の区分

- |                                       |                                                 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|

3 代表者の氏名

徳永伸司

## 資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

(以下は、指定「有」の場合のみ記入)

公職の種類 \_\_\_\_\_

現職・候補者の別 ( 現職 · 候補者等 )

資金管理団体

の届出をした

者の氏名 \_\_\_\_\_

## 国会議員関係政治団体の区分

- |                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者

の氏名 \_\_\_\_\_

公職の種類 \_\_\_\_\_

現職・候補者の別 ( 現職 · 候補者等 )

4 会計責任者の氏名

徳永登美子

事務担当者の氏名

徳永登美子

(電話) 0982-52-1155

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

## 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額		十億		百万	千	円	①+②
(前年からの繰越額)					1	8	9 6 8
(本年の収入額)					1	8	9 6 8
支 出 総 額					0		②
翌年への繰越額					0		③
					1	8	9 6 8
							①+②-③

(注)「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額	十億	百万	千	円
金額					0
員 数					0

(注)「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

(2) 寄 附	ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金額	備 考			
ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金額	備 考			
(ア)個 人 か ら の 寄 附		十億	百万	千	円	*
( う ち 特 定 寄 附 )						0
(イ)法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附						0
(ウ)政 治 团 体 か ら の 寄 附						0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						0
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]						0
イ 政 党 置 名 寄 附						0
合 計 (ア + イ)						0

(注)・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内容を記載してください。

・「[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]」は「小計」の内容を記載してください。

\*同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについて、

個人、法人・その他の団体、政治団体の区分ごとに寄附の内訳を(その7)に記載してください。

(その17)

## 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注)政治団体としての資産等を保有している場合は、その内訳をその18に記入してください。

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国會議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 23 日

政治団体の名称

徳永幸治後援会

会計責任者の氏名

徳永登美子

（代表者は解散した年の収支報告書のみ記載）

代表者の氏名

印

（備考）

- 1 会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印等による場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名又は記名押印等による場合は、この限りでない。